

「第3次大山崎町障がい者（児）計画（案）」に対する パブリックコメント結果

実施期間：平成30年1月30日～2月19日

意見件数：1人（24件）

No.	意見概要	町の考え方
1	P16～19 3 ヒアリング調査の結果 ヒアリング調査結果の記述に【親の会】という名称がつかわれているが、【当事者家族の会】とした方が妥当ではないですか。	ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。
2	P17 ③教育・文化芸術活動・スポーツ等について 【課題】 住んでいる地域で教育を受けたり、身近に文化芸術活動、スポーツを楽しめる環境を整備していくことが必要。 →課題が抽象的です。何が障壁となっているのかを具体的にすべきだと思います。	ご意見として承りましたが、原案通りとします。
3	P18 ⑦安心・安全について ○地域の学校と福祉施設でのエリアメールの受信時間に差があるように思う。【親の会】 →お話しした意味が正確に捉えていただけていません。「通学路に刃物を持った不審者がいる」という防犯に関する情報が、地域の学校には、下校時の安全に配慮して警察から直接学校へ伝達されたのですが、福祉施設には伝達されていなかったため、エリアメールでしか情報を得ることができず、そのエリアメールは、その事件が起きた時刻からは相当な時間が経過したのちの発信でした。よって、その情報を知らないまま通所の福祉施設から帰宅しており、何の配慮もできなかったということが実際にありました。今後は、このような時には、地域の学校に直接連絡を入れるのと同時に福祉施設にも情報伝達をお願いしたいという趣旨でお話ししたことでした。	ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。また、当時の状況を確認し、今後の参考とさせていただきます。
4	P23 (2)教育、療育の推進 まずは、障がいの有無にかかわらず、「全ての子どもの成長発達を目的とした共に学び、育ち合う『場』を作る」必要があると思います。	ご提案として承りました。今後の事業の推進にあたって参考とさせていただきます。

No.	意見概要	町の考え方
5	<p>P32 地域福祉活動の推進</p> <p>自助は町民の誰にも求められているものです。「障がいのある人においては、自らの力を生かす支援による「自助」とのバランスが求められてきます。」と書かれていると、障がいのある人にだけ自助が求められているように受け取れてしまうので、誤解の無いように文章表現を直してください。</p>	<p>ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。</p>
6	<p>P33 早期療育の充実</p> <p>子どもの療育の場として、「乙訓ポニーの学校」「こらぼねっと・京都 自立支援センター」があります。</p> <p>児童発達支援事業所は、この2か所以外にもあるのに、2か所の事業所名だけを書くのはどうなのでしょう？</p>	<p>ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。</p>
7	<p>P34 ②障がい児保育の推進</p> <p>児童発達支援事業所による保育所等訪問を実施する必要があると思います。</p>	<p>保育所等訪問支援は、実施できる体制を整えています。</p>
8	<p>P35 (2)障がいのある子どもの力を伸ばすための教育の充実</p> <p>【現状】</p> <p>1～6行目（・・・かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築することが重要です。）はとても大切なことだと思います。しかし、13～17行目に（本町では、保育所や幼稚園、小中学校や関係機関で構成された就学指導委員会において、幼児・児童生徒の障がいに応じた就学が図られるよう、進路指導や相談機能の充実に取り組んでいます。）と書かれていて、当事者や家族の希望が尊重されない場合があることを危惧します。最大限、尊重されることを望みます。</p>	<p>ご意見として承りました。就学指導委員会におきまして情報共有いたします。</p>
9	<p>P37 支援校休業中の障害児学童保育所設置に対する助成事業</p> <p>長期休業中（夏季・冬季・春季）において任意で障害児学童保育所を設置する団体に対し、必要な援助（活動施設提供及び補助金支給）を行っています。今後も継続して実施していきます。ここに書かれている事業は、今も実施されているのでしょうか？</p>	<p>現在は休止中となっています。放課後等デイサービスが充実してきたことを踏まえると、一定の役割は終わったと考えています。施策から削除します。</p>
10	<p>P37 放課後児童クラブ事業</p> <p>障害のある児童の受け入れを6年生まで延長できないでしょうか。</p>	<p>本町の放課後児童クラブでは、障がいのある児童については6年生までの受け入れが可能です。</p>

No.	意見概要	町の考え方
11	<p>P41 3生活支援サービスの充実 (1)相談支援体制の充実</p> <p>【現状】本町においても基幹相談支援センターが設置されました。</p> <p>乙訓2市1町の共同設置ではありませんか？共同設置であることが分かるように書いた方が良いと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。</p>
12	<p>P41 3生活支援サービスの充実 (1)相談支援体制の充実</p> <p>相談体制としては、町福祉課窓口をはじめ、本町では長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」、乙訓ひまわり園地域生活支援センター、地域生活支援センター「アンサンブル」の3つの指定相談支援事業者など、関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実に努めています。</p> <p>相談体制に、大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所が書かれていませんが、なぜでしょうか？</p>	<p>ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。</p>
13	<p>P43</p> <p>「町内事業者」や「町内相談支援事業者」と書かれていますが、個別名称を入れたほうが分かりやすいと思います。</p>	<p>ご意見として承りましたが、原案通りとします。</p>
14	<p>P47 現在、乙訓圏域障がい者自立支援協議会にてヘルパーの養成研修に取り組んでいます。</p> <p>平成28年度までは、介護職員初任者研修が行われていましたが、平成29年度からは、養成研修ではなく、育成研修になりました。</p>	<p>ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。</p>
15	<p>P49 法改正後も体制・方法について検討していきます。</p> <p>ここで言われている『法改正』とは、何の法律のことですか？分かるように書いてください。</p>	<p>障害者総合支援法など、障害福祉に関する法律を想定しています。ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。</p>
16	<p>P49</p> <p>強度行動障害のある者等への適切な支援のあり方について検討することも求められています。</p> <p>【現状】に、この様に書かれていますが、それに対する施策はないのでしょうか。</p>	<p>「基本施策」の「保健・医療・福祉との連携強化によるケアレベルの向上」が、施策になります。</p>

No.	意見概要	町の考え方
17	P71 ②コミュニケーション支援 入院時コミュニケーション支援事業についての記述が必要ではありませんか。	ご意見を踏まえて、内容を追加します。
18	P87 (2)障がい福祉サービス等の数値目標と達成状況 ①訪問系サービス 居宅介護は、利用人数が見込み量より低いのに、利用時間は、見込み量を上回っており、1人当たりの利用時間の見込み量が低いことが想像される。	ご提案として承りました。今後の事業の推進にあたって参考とさせていただきます。
19	P98 3. 地域生活支援拠点等の整備 必要とされる居住支援機能の中核として、障がい者支援施設や短期入所等の整備が求められています。 このように判断されたことは、いつどこで決まったことですか。	過去の経過等を踏まえ、必要な機能と判断しましたので記載しております。
20	P108 ①理解促進研修・啓発事業 まずは、障害者差別解消法第10条に定められた合理的配慮に関する町職員の職員対応要領を策定して頂けたら良いのではと思います。	職員対応要領については、策定に向けて取り組みを進めています。 理解促進研修・啓発事業は、障がいや障がいがある人に対して理解を深めるため、地域住民に対して研修・啓発を行う事業です。
21	P110 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 障害のある人や家族の高齢化がますます進み、親亡き後も地域で暮らし続ける時に、知的障がいや精神障がいのある人にとって、成年後見制度が必要になる場合があると思います。専門職後見人においても金銭の使い込み事件が後を絶たないことや、障がいのある人の成年後見制度の利用は長年にわたることが予想されることから、法人後見が合っていると思います。よって、法人後見支援事業を活用して、法人後見に取り組む組織を創出していただきたいです。	ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。
22	P115 3. 障がいのある児童に対する支援の見込量 保育士さんの障がい理解を援助するために、保育所等訪問支援は重要だと思います。実施できるようにしてください。	保育所等訪問支援は、実施できる体制を整えています。 見込量については、ご意見を踏まえて内容を一部修正します。
23	P117 (3)乙訓圏域障がい者自立支援協議会との連携強化 国の指針では、障害福祉計画の策定に当たっては、自立支援協議会の意見を聞くことになっていると思います。そのことにも触れてください。	ご意見として承りましたが、原案通りとします。 自立支援協議会から委員としてご参加いただいております。
24	P121 委員名簿 乙訓障害者福祉を進める連絡会（父母の会） →正式名称（乙訓障害児父母の会）にしてください。	ご意見を踏まえて、内容を一部修正します。